

令和4年度

定期監査報告書

阿見町監査委員

令和4年度定期監査報告書

1. 監査実施日及び場所

令和4年11月17日 阿見町役場 第101会議室

2. 監査の範囲

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業について

3. 監査の対象

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業の募集, 精査及び採択について
- (3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業の予算配分について
- (4) 採択された事業及び不採択となった事業について

4. 監査の方法

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業について, 関係書類及び関係帳票類の提出を求めてこれを照合し, 確認するとともに, 事業の募集, 精査及び採択等について関係職員からの聴き取りを行った。

5. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に事務が執行されていると認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項（指摘事項）等が見受けられたので、所要の措置を実施されるよう求める。

(1) 事業募集の方法の改善について

募集にあたっては、原則として各課からの提案を待つ姿勢である点について、政策企画課から積極的に事業の提案や情報提供を行い、当該交付金の活用事業の実施について促すなど、能動的な体制をとることも時には必要であると考えられよう。

このことに関連して、現在の募集から採択までに要する期間の長さが、結果として当該交付金を利用した事業の遅延につながるものが懸念される。当該交付金の速やかな利活用につなげるためにも、より迅速な手続きとなるよう、改善を検討されたい。

(2) 採択事業の偏りについて

採択事業の多くが給付金等の支給事業となっている点について、職員の負担が最も少なく、かつ効果的なものである旨の説明があった。給付金等の支給が、当該交付金の活用方法として適合していることは確かである。

一方で、他の活用方法が提示されており、それらに適合した事業を実施している自治体があることも事実である。このことを踏まえ、今後の交付金の利活用にあたっては、給付金等の支給のほか、より効果的な施策の実施が求められるだろう。

6. 総括

コロナ禍における自治体への多大な影響がある中、地方創生の観点から見た新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、自治体の経済活性化や地域振興へとつながり、アフターコロナを見据えた社会形成における重要な財源となっていると判断できる。一方、年度当初予定していた事業に加えて、当該交付金の利活用が求められ、自治体職員への負担が増加するからという理由で、採択事業の主なものとして給付金事業が中心となっ

ている点は見直しを図ることも必要であろう。もちろん、この点は制度そのものに関する課題でもあるため、町として可能な範囲での検討をお願いしたい。

コロナ禍は依然として収束に至っておらず、今後も当該交付金の交付が予想される現状である。当該交付金の交付趣旨に鑑み、より効果的な利活用の方法を検討し、町民にとって魅力的な事業が実現できるよう、今後の事業募集・採択において、募集の方法等について工夫されたい。